

水道水質基準等の改正点(平成22年度)

水質基準

カドミウム 0.01 ⇒ 0.003 mg /L以下

水質管理目標設定項目

1,1,2-トリクロロエタン ⇒ 削除

(0.006 ⇒ 0.01 mg /L以下)

イソプロチオラン(殺菌・虫剤) 0.04 ⇒ 0.3 mg /L以下

ジチオピル(除草剤) 0.008 ⇒ 0.009 mg /L以下

メフェナセット(除草剤) 0.009 ⇒ 0.02 mg /L以下

ブロモブチド(除草剤) 0.04 ⇒ 0.1 mg /L以下

エスプロカルブ(除草剤) 0.01 ⇒ 0.03 mg /L以下

ピリプロキシフェン(殺虫剤) 0.2 ⇒ 0.3 mg /L以下

要検討項目

N-ニトロソジメチルアミン(NDMA) 0.0001 mg /L以下に設定

水道水質基準等の改正点(平成23年度)

水質基準

トリクロロエチレン 0.03 ⇒ 0.01 mg /L以下

水質管理目標設定項目

トルエン 0.2 ⇒ 0.4 mg /L以下

ペンシクロン(殺菌剤) 0.04 ⇒ 0.1 mg /L以下

メタラキシル(殺菌剤) 0.05 ⇒ 0.06 mg /L以下

ブタミホス(除草剤) 0.01 ⇒ 0.02 mg /L以下

プレチラクロール(除草剤) 0.04 ⇒ 0.05 mg /L以下

要検討項目

過塩素酸 未設定 ⇒ 0.025 mg/L

水道水質基準等の改正点

平成24年度

要検討項目(追加)

45	アニリン	0.02 mg/L
46	キノリン	0.0001 mg/L
47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02 mg/L
48	ニトリロ三酢酸	0.2 mg/L

平成25年度

水質管理目標設定項目(変更・追加)

15 農薬類(112項目) ⇒ (120項目)

水道水質基準等の改正点(平成26年度)

水質基準

9 亜硝酸態窒素 0.04 mg/L以下

←水質管理目標設定項目 0.05 mg/L以下

基準番号の9番以降に1をたす 全51項目

水質管理目標設定項目

アンチモン 0.015 ⇒ 0.02 mg/L以下

ニッケル 0.01 ⇒ 0.02 mg/L以下

トリクロルホン(殺虫剤) 0.03 ⇒ 0.005 mg/L以下

メコプロップ(除草剤) 0.005 ⇒ 0.05 mg/L以下

新目標値設定(10項目)

オキサジクロメホン(除草剤) 0.02 mg/L以下

オリサストロビン(殺虫・菌剤) 0.1 mg/L以下

カズサホス(殺虫剤) 0.0006 mg/L以下

グルホシネート(除草剤、植物成長調整剤) 0.02 mg/L以下

ジチオカルバメート系農薬(殺虫・菌剤) 0.005 mg/L以下(CS₂換算)

チアジニル(殺虫・菌剤) 0.1 mg/L以下

ピラクロニル(除草剤) 0.01 mg/L以下

フェントラザミド(除草剤) 0.01 mg/L以下

ベンゾビシクロン(除草剤) 0.09 mg/L以下

メタム[カーバム](殺虫剤) 0.01 mg/L以下

水道水質基準等の改正(平成27年度)

水質基準

22	ジクロロ酢酸	0.04	⇒	0.03mg/L以下
24	トリクロロ酢酸	0.2	⇒	0.03mg/L以下

水質管理目標設定項目

フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1	⇒	0.08 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン(D-D) (殺虫剤)	0.002	⇒	0.05 mg/L以下
オキシシン銅(有機銅)(殺菌剤)	0.04	⇒	0.03 mg/L以下

要検討項目

フタル酸ジ(n-ブチル)	0.2(暫定)	⇒	0.01mg/L以下
--------------	---------	---	------------

水道水質基準等の改正(平成28度)

水質管理目標設定項目(農薬類)

- 5 アシュラム(除草剤) 0.2 ⇒ 0.9 mg/L以下
- 45 ジクロロベニル(DBN)(除草剤) 0.01 ⇒ 0.003mg/L以下
- 58 ダイアジノン(殺虫・菌剤) 0.005 ⇒ 0.003 mg/L以下
- 69 トリシクラゾール(殺虫・菌剤、植物成長調整剤)
0.08 ⇒ 0.1 mg/L以下
- 81 フェニトロイオン(MEP)(殺虫・菌剤、植物成長調整剤)
0.003 ⇒ 0.01 mg/L以下
- 109 マラチオン(馬拉ソン)(殺虫剤) 0.05 ⇒ 0.7 mg/L以下

水道水質基準等の改正(平成29年度)

水質管理目標設定項目(農薬類)

79 ピロキロン(殺虫・菌剤) 0.04 ⇒ 0.05 mg/L以下

102 ベンゾフェナップ(除草剤) 0.004 ⇒ 0.005mg/L以下

60 ダゾメット(殺菌剤) 0.006mg/L以下

112 メタム(カーバム)(殺虫剤) 0.01mg/L以下

メチルイソチオシアネート(MITC) 未設定

(要検討農薬類)

メチルイソチオシアネート(MITC)として0.01mg/L以下



水道水質基準等の改正(平成30年度)

水質管理目標設定項目(農薬類)

- 3 2,4-D(2,4-PA)(除草剤) 0.02 ⇒ 0.03 mg/L以下
- 12 イソキサチオン(殺虫剤) 0.005 ⇒ 0.008mg/L以下
- 42 シアナジン(除草剤) 0.001 ⇒ 0.004mg/L以下
- 49 ジチアノン(殺菌剤) ⇒ 削除(49番以降は1番繰り上げ)
- 57 ジメピペレート(除草剤) ⇒
削除(57番以降は2番繰り上げ)

農薬類 120項目 ⇒ 118項目

水道水質基準等の改正(平成31年度)

水質管理目標設定項目(農薬類)

- 28 カルバリル(NAC)(殺虫剤) 0.05 ⇒ 0.02 mg/L以下
- 93 プロペナール(殺虫・殺菌剤) 0.05 ⇒ 0.03mg/L以下
- 108 メタラキシル(殺虫・殺菌剤) 0.06 ⇒ 0.2mg/L以下

- 20 エディフェンホス(EDDP)(殺菌剤) ⇒ 削除
- 22 エトリジアゾール(エクロメゾール)(殺菌剤) ⇒ 削除
- 31 カルプロパミド(殺虫・殺菌剤) ⇒ 削除
- 113 メチルダイムロン(除草剤) ⇒ 削除

農薬類 118項目 ⇒ 114項目

水道水質基準等の改正(令和2年度)

水質基準

8 六価クロム 0.05 ⇒ 0.02mg/L以下

水質管理目標設定項目(← 要検討項目)

パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)

パーフルオロオクタン酸 (PFOA)

※ 暫定目標値

PFOS・PFOA 合計量として50ng/L (?)

// 農薬類 ⇒ 目標値等の変更

水道法 第二十条

(水質検査)

第二十条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

- 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して五年間、これを保存しなければならない。
- 3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

昭五二法七三・平一一法二六〇・平一三法一〇〇・平一五法一〇一一一部改正

水道法施行規則 第十五条

(定期及び臨時の水質検査)

第十五条 法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 次に掲げる検査を行うこと。
 - イ 一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査
 - ロ 第三号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表(以下この項及び次項において「基準の表」という。)の上欄に掲げる事項についての検査
 - 二 検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十の項から十九の項まで、三十五の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。
- 三 第一号の検査の回数は、次に掲げるところによること。
 - イ 基準の表中一の項、二の項、三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね一箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあつては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。
 - ロ 基準の表中四十一の項及び四十二の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する種類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね一箇月

建築物衛生法に基づく水道水質検査項目 (水源として水道水を利用)

残留塩素:7日に1回

検査頻度	6月に1回
1	一般細菌
2	大腸菌
6	鉛及びその化合物 ※
9	亜硝酸態窒素
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
32	亜鉛及びその化合物 ※
34	鉄及びその化合物 ※
36	銅及びその化合物 ※
38	塩化物イオン
40	蒸発残留物 ※
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)
47	pH値
48	味
49	臭気
50	色度
51	濁度

検査頻度	1年に1回(6/1~9/30)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン
21	塩素酸
22	クロロ酢酸
23	クロロホルム
24	ジクロロ酢酸
25	ジブロモクロロメタン
26	臭素酸
27	総トリハロメタン
28	トリクロロ酢酸
29	ブロモジクロロメタン
30	ブロモホルム
31	ホルムアルデヒド

(消毒副生成物)

※ の項目は、水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は、その次の回の水質検査時に省略可能

水道水質検査(20条)登録機関 (厚生労働大臣登録)

水道水質基準(51項目)分析機関

平成15年7月2日公布 ⇒ これ以前は指定制

- 水質検査に必要な**検査施設・機器の所有**
- 知識経験を有する**検査員の確保(5名以上)**
- **信頼性確保**のための措置 ⇒ 分析方法を限定
専任の管理者の配置
業務管理、精度確保の文書化
// 、 // 部門の設置
- **3年以内の登録更新が必要**

※登録機関数:210機関(令和元年7月24日)

簡易専用水道検査(34条)登録機関 (厚生労働大臣登録)

水道法第34条の2第2項に規定される検査

- 水質検査に必要な**検査施設・機器の所有**
- 知識経験を有する**検査員の確保**
- **信頼性確保**のための措置
- 3年以内の登録更新が必要

※登録機関数:128機関(令和元年7月24日)

建築物飲料水水質検査業 (都道府県知事登録)

「建築物における衛生的環境の確保に関する
事業の登録(1～8号)」の4号

- 水質検査に必要な**検査施設の所有**
- 知識経験を有する**検査員の確保**
- **信頼性確保のための措置**
- **6年以内の登録更新が必要**

※ 登録機関数: 556機関(平成29年度)

大阪府における一般依頼 水道水質検査(20条関連)

検査名	検査項目	手数料
平常12項目	一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	16,900円
浄水51項目 (水質基準項目)	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、………陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類マンガン及びその化合物、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	198,700円

平成28年度

大阪府における一般依頼 水道水質検査(特定建築物)

検査名	検査項目	手数料
特定建築物 29項目	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(T O C)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度、シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物	96,900円

平成28年度

水道水質基準に係る検査方法

- 厚生労働省告示により省令で定められた検査方法で行わなければならない

厚生労働省告示 第261号
(平成15年7月22日)

それ以前は上水試験方法に掲載される方法か、それと同等以上の感度、精度があれば良いとされていた

水道水質検査外部精度管理 における対象機関

○ 厚生労働省外部精度管理

- 水道法第20条厚生労働大臣登録水質検査機関
- 厚生労働大臣認可水道事業者・水道用水供給事業者
- 都道府県知事認可水道事業者
- 地方自治体が有する衛生研究所や保健所等
(試料購入費用 ⇒ 33,000円/2項目、22,000円/1項目)

○ 大阪府水道水質検査外部精度管理実施対象施設

- 大阪府内の水道事業体、保健所、地方衛生研究所
(約30数機関が参加)

建築物飲料水水質検査業

この名簿は、半年に1度更新作業を行うこととしております。
そのため、実際の情報と一部時差が生じますことをあらかじめご了承ください。
なお、各事業者の最新情報については、
大阪府健康医療部環境衛生課生活衛生グループ(電話:06-6944-9180)まで
お問い合わせください。
(令和元年9月30日現在)

令和元年度大阪府建築物飲料水水質検査業における外部精度管理※に参加した営業所は、
表中「★」が付けられた営業所となります。
なお、本外部精度管理以外での検査参加の有無は把握しておりませんのでご了承ください。

※外部精度管理:分析技術等の改善を図ることにより検査機関の信頼性を高めることを目的とし、
複数の検査機関が同一の試料を検査し、検査結果の精度を評価するものです。

大阪府内登録事業者:31機関 (大阪府外部精度管理参加事業者:17機関)

○建築物飲料水水質検査業

令和元年9月30日

外部精度管理	番号	営業所名称	営業所所在地	電話番号
★	1	一般財団法人関西環境管理技術センター	大阪市西区川口2丁目9番10号	06-6583-3262
	2	株式会社日綜技研	大阪市西区南堀江4丁目1番18号	06-6535-6550
★	3	株式会社東邦微生物病研究所	大阪市浪速区下寺3丁目11番14号	06-6648-7157
★	4	株式会社エヌ・イーサポート 大阪支店	大阪市西淀川区蛸島5丁目4番10号	06-6472-9772
	5	株式会社近畿環境技術センター	大阪市東淀川区淡路3丁目13番21号	06-6321-2362
	6	株式会社片山化学工業研究所	大阪市東淀川区東淡路1丁目6番7号	06-6322-0176
	7	大阪環境保全株式会社	大阪市住吉区我孫子東2丁目6番17号	06-6609-5381
★	8	株式会社田岡化学分析センター	大阪市淀川区西三国4丁目2番11号	06-6396-1681
	9	いであ株式会社 大阪支社	大阪市住之江区南港北1丁目24番22号	06-4703-2800
	10	株式会社トータル環境システム	大阪市平野区長吉六反3丁目16番22号	06-6797-7696
★	11	日本水処理工業株式会社	大阪市北区菅原町8-14	06-6363-6330
★	12	ダイケンエンジニアリング株式会社 大阪営業所	大阪市北区堂島1丁目5番17号	06-6348-1567
	13	一般社団法人大阪府薬剤師会 試験検査センター	大阪市中央区和泉町1丁目3番8号	06-6947-5476
★	14	星光ビル管理株式会社	大阪市中央区伏見町4丁目4番1号	06-6201-1398
	15	三菱マテリアルテクノ株式会社 大阪化学分析センター	堺市堺区神南辺町6丁153番地4	072-221-6011
	16	堺環境計量株式会社	堺市中区大野芝町199-2	072-239-7744
★	17	株式会社関西環境センター	堺市中区小阪204番27	072-281-0521
★	18	興和化学産業株式会社	堺市東区草尾309番地2	072-236-5300
	19	株式会社総合水研究所 環境分析センター	堺市西区浜寺石津町中2丁目6番34号	072-243-3532
★	20	エヌエス環境株式会社 西日本支社 大阪分析センター	吹田市垂水町2丁目36番27号	06-6310-6222
★	21	古川熟学エンジニアリング株式会社	高槻市赤大路町23番28号	072-693-3388

採水における留意事項

番号	基準項目	保存期限	採水容器	添加試薬等
1	一般細菌	12H	滅菌 P/G	○
2	大腸菌	12H	滅菌 P/G	○
3	カドミウム及びその化合物	2W	P	
4	水銀及びその化合物	2W	P/G	
5	セレン及びその化合物	2W	P	
6	鉛及びその化合物	2W	P	
7	ヒ素及びその化合物	2W	P	
8	六価クロム及びその化合物	2W	P	
9	亜硝酸態窒素	24H	P/G	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	24H	P/G	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	24H	P/G	
12	フッ素及びその化合物	24H	P	
13	ホウ素及びその化合物	2W	P	
14	四塩化炭素	24H	ねじ口G	○
15	1, 4-ジオキサン	2W	ねじ口G	○
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	24H	ねじ口G	○

17	ジクロロメタン	24H	ねじ口G	○
18	テトラクロロエチレン	24H	ねじ口G	○
19	トリクロロエチレン	24H	ねじ口G	○
20	ベンゼン	24H	ねじ口G	○
21	塩素酸	2W	P/G	○
22	クロロ酢酸	72H	ねじ口G	○
23	クロロホルム	24H	ねじ口G	○
24	ジクロロ酢酸	72H	ねじ口G	○
25	ジブロモクロロメタン	24H	ねじ口G	○
26	臭素酸	2W	P/G	
27	総トリハロメタン	—	—	—
28	トリクロロ酢酸	72H	ねじ口G	○
29	ブロモジクロロメタン	24H	ねじ口G	○
30	ブロモホルム	24H	ねじ口G	○
31	ホルムアルデヒド	72H	ねじ口G	○

G:ガラス瓶 P:ポリエチレン瓶

採水における留意事項

32	亜鉛	2W	P	
33	アルミニウム	2W	P	
34	鉄	2W	P	
35	銅	2W	P	
36	ナトリウム	72H	P	
37	マンガン	2W	P	
38	塩化物イオン	2W	P/G	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	72H	P	
40	蒸発残留物	2W	P/G	
41	陰イオン界面活性剤	72H	P/G	

42	ジェオスミン	72H	ねじ口G	○
43	2-メチルイソボルネオール	72H	ねじ口G	○
44	非イオン界面活性剤	72H	ねじ口G	
45	フェノール類	72H	ねじ口G	○
46	TOC	72H	ねじ口G	
47	pH値	12H	P/G	
48	味	12H	G	
49	臭気	12H	G	
50	色度	12H	P/G	
51	濁度	12H	P/G	

G:ガラス瓶 P:ポリエチレン瓶

水道水質基準における微生物基準

水質基準

一般細菌：100 CFU /mL以下

大腸菌：検出しない

水質管理目標設定項目

従属栄養細菌：2,000 CFU /mL以下(暫定基準)
(平成20年4月～)

- クリプトスポリジウム等、耐塩素病原微生物
検出方法等に課題が残っており、水質基準と
するのは適当でないとされている。
⇒ **基準として規定されていない**
(厚生労働省健康局水道課長 通知)

一般細菌

基準: 100CFU(コロニー形成数)/mL

緩速ろ過池のろ過効率より決定(明治時代)

昭和32年塩素消毒の義務化

⇒ それ以降も指標性について正面より再評価を行ってこなかった

一般細菌検査の目的が不明瞭

指標性の問題点

36°C(人の体温)、1日培養

- 通常の給配水環境と異なる
- 給水管内に残存している細菌類を捕らえていない可能性が大きい

